

(17) 公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和6年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	7,661 千円	409 千円	2,793 千円	10,863 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
212,800 円	220,706 円	62 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	鳥取県生活衛生営業指導センター補助金交付要綱の規定の範囲内で理事長が定めるものとする
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）														
区 分	内 訳													
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	〔支給割合〕													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.250 月分</td> <td>0.925 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.250 月分</td> <td>0.925 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.500 月分</td> <td>1.850 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.250 月分	0.925 月分	12月期	1.250 月分	0.925 月分	計	2.500 月分	1.850 月分	
	区 分	期末手当	勤勉手当											
	6月期	1.250 月分	0.925 月分											
12月期	1.250 月分	0.925 月分												
計	2.500 月分	1.850 月分												
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無														
〔令和6年度実績〕														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,793,289 円</td> <td>3 人</td> <td>931,096 円</td> </tr> </tbody> </table>		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	2,793,289 円	3 人	931,096 円							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額												
2,793,289 円	3 人	931,096 円												
退職手当	〔支給率〕													
	<p>公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター退職手当支給規程により、退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>（ただし、鳥取県、株式会社日本政策金融公庫、銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫等の職員を退職した後に指導センターの職員となった者を除く。）</p>													
	〔令和6年度実績〕													
	1人当たりの平均支給額 1,986,488円													
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	〔令和6年度実績〕													
	支給実績なし													

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		イ 子	11,500 円
		ウ 配偶者	3,000 円
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円 を加算
		[令和6年度実績] 1人当たりの平均支給月額	6,500 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例によった場合 の額の2分の1相当額
		[令和6年度実績] 支給実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に準 ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計 (上限150,000円)にエの額を加算した金額
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給  (1月当たり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	[令和6年度実績]		
		支給総額	支給職員数
	331,200 円	3 人	9,200 円
<b>6 役員の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)</b>			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	無報酬	なし	
副理事長	無報酬		
常務理事	無報酬		
上記以外の理事	無報酬		
監事	無報酬		
[令和6年度実績] 支給実績なし			

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.975月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	扶養親族 (子及び配偶者を除く) 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	配偶者、子以外の扶養 親族 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計(上限150,000円)にエの額を加算した金額 ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算 エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額(1月当たり2万円を限度)) エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和7年4月1日